

(議提議案第 4 号)

令和 8 年 3 月 1 7 日

議長 小 鮒 賢 二 様

提 出 者	議 員	影 山 琢 也
〃	〃	山 下 一 男
〃	〃	林 幸 子
〃	〃	沼 上 政 幸
〃	〃	白 根 佳 典
〃	〃	白 杵 健
〃	〃	腰 塚 菜穂子
〃	〃	石 川 広 己

議案提出について

令和8年第1回市議会定例会（3月17日の会議）に下記の議案を別紙のとおり提出する。

記

〔議提議案第4号〕 熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

〔理由〕 国家公務員の旅費制度の改正に伴い、市議会議員の旅費制度の見直しを行うため

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17
年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、
包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、熊谷市特
別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費等に関する条例（平成17
年条例第48号）第1条に規定する特別職職員の例による。
- 3 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとし、最も経済
的な通常の経路及び方法により、旅行した場合の旅費により計算す
る。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、
最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、そ
の現によった経路及び方法によって計算する。

第6条第4項を削る。

第8条中「中の指定職の職務にある者」を削り、同条に後段として
次のように加える。

この場合において、相当職は、国家公務員等の旅費に関する法律
施行令（令和6年政令第306号）第1条第2項第2号に規定する
指定職職員等とする。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の熊谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、

同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。